

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 9 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

西部総合事務所新棟整備等事業 PFI 事業者選定アドバイザー業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 3 年 5 月 31 日まで

(4) 予算額

金 15,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度の予算額 令和元年度：7,000 千円

令和 2 年度：7,000 千円

令和 3 年度：1,000 千円

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられるため、消費税及び地方消費税の税率は 10 パーセントとして積算すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれかに登録されている者であること。

ア その他の委託等の監査・コンサルティング

イ 各種調査委託の市場等調査

ウ 各種調査委託のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年 9 月 25 日（水）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から過去 5 年以内に PFI 事業者選定に係るアドバイザー契約等の実績があること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手續に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部行政改革局資産活用推進課
電話 0857-26-7016

電子メール shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和元年9月19日(木)から10月9日(水)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/280358.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年9月19日(木)から10月9日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月11日(金)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、10月10日(木)午後5時とする。なお、鳥取県議会令和元年9月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁第12会議室(議会棟3階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和元年10月9日(水)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、くじによって決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。